

電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習「実習編」実施について

令和2年4月1日に道路運送車両法の一部を改正する特定整備制度が施行され、新たに認証制度の対象装置として「自動運行装置」（電子制御装置整備）が追加となり、電子制御装置整備を追加取得する事業場の整備主任者に選任するには、選任される方が電子制御装置整備に対する技能・知識を有している必要があることから、その技能・知識を学ぶことを目的に一級小型自動車整備士以外の二級自動車整備士が講習（学科、実習、試問）を受講する事とし、学科と試問は運輸支局が行い、実習に関しては認定機関（振興会等）が行うこととなりました。

資格取得の流れに関しましては、次ページをご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、人数の制限をして開催させていただきます。

**※受講時はマスクの着用をお願い致します。（マスクを着用されていない場合は、受講をお断りする場合があります。）また、当日発熱等風邪の症状がある場合には受講をお控えください。
皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。**

※新型コロナウイルス感染症拡大等により、講習を中止する場合がございますので、ご了承下さい。

記

■ 実施予定日 令和4年 1月11日（火）午前

※2月以降の日程につきましては、1月号の整備情報にてご案内いたします。

■ 研修場所 振興会教育センター

■ 研修時間 午前 9：30～12：00（予定）

■ 募集人員 20名（応募多数の場合は、先着順とさせていただきます。）

※多数の受講希望者が予想されるため、同一日に同一事業場での複数人での受講はお控えください。

■ 受講資格 2級整備士

※1級小型自動車整備士の方は受講する必要はありません。

■ 担当講師 振興会講師

■ 受講料金 振興会会員価格 2,750円（テキスト代他・消費税込）

■ 申込み方法 別紙申込書に必要事項をご記入の上、FAX等でお申込み下さい。

■ 持参品 資格取得申請書用・写真2枚（縦4cm×横3cm）、受講料金、筆記用具

※写真は、最近1年以内の上半身・脱帽のものをご準備願います。

（担当 振興会事業部 高瀬・赤木） 〈問合せ TEL 086-259-3500〉

電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習に関するお願い

実習及び学科の各講習を修了する順番によっては、出勤回数が増えてしまうことから、
下図の通り、実習から受講いただきますようお願いいたします。

※試問を受けるためには、実習及び学科の両方を修了しておく必要があります。

※学科を開催後、同日に続けて試問を開催します。

※実習の開催日に試問の開催はありません。

実習を先に受けると・・・

1回	2回	
実習	→	学科及び試問

学科及び試問を
同日に受講できます。

学科を先に受けると・・・

1回	2回	3回	
学科	→	実習	→ 試問

試問のみ別途受けることになり、
出勤回数が増えてしまいます。

整備主任者資格取得講習「実習編」申込書

自動車整備振興会 事業部 宛
(FAX086-286-9899)

事業場名 _____

認証番号 _____

TEL _____

担当者名 _____

電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習、学科・試問の受講申請書を作成いたしますので、

下記項目をすべてご記入ください。

ふりがな 受講者氏名		
生年月日（和暦）	昭和 平成 年 月 日	
受講者 現住所	〒	
電話番号 （自宅または携帯）	— —	
実習受講 希望日	1 月 11 日	午前

ふりがな 受講者氏名		
生年月日（和暦）	昭和 平成 年 月 日	
受講者 現住所	〒	
電話番号 （自宅または携帯）	— —	
実習受講 希望日	1 月 11 日	午前

※この申込書に記された個人情報については、整備主任者資格取得講習業務にのみ利用し、他の目的に利用しません。